

特集：高齢者の住まいとケアの展望

地域包括支援センターにおける「高齢者虐待」に関する取り組み

筒井澄栄¹⁾，本田由美子²⁾，葛原江利子²⁾，彼宗千恵²⁾，大柳堅司²⁾，
下川浩幸²⁾，安井リカ²⁾，中井俊雄²⁾，大野賀政昭^{3,4)}，松繁卓哉⁴⁾，筒井孝子⁴⁾

¹⁾ 岡山県立大学保健福祉学部

²⁾ 総社市保健福祉部介護保険課地域包括支援センター

³⁾ 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科

⁴⁾ 国立保健医療科学院福祉サービス部

Approach to “Elderly Abuse” in Community Care Centers

Sumiei TSUSUI¹⁾, Yumiko HONDA²⁾, Eriko KUZUHARA²⁾, Chie KASOU²⁾, Kenji OYAGI²⁾,
Hiroyuki SHIMOKAWA²⁾, Rika YASUI²⁾, Toshio NAKAI²⁾, Masaaki OTAGA^{3,4)},
Takuya MATSUSHIGE⁴⁾, Takako TSUSUI⁴⁾

¹⁾ School of Health and Welfare, Okayama Prefectural University

²⁾ Community Care Center, Long-term Care Insurance Division, Department of Health and Welfare, Soja City

³⁾ Graduate school of Human and Community Services, Rikkyo University

⁴⁾ Department of Health and Social Services, National Institute of Public Health

抄録

高齢者虐待は、高齢者の尊厳ある生活を脅かし、対応が遅れると重篤化するため、早急に対応する必要がある。地域包括支援センターにとって、高齢者虐待の防止・予防の仕組みや、解決に導く仕組みの構築は、重要な課題である。これまで、様々な取り組みがなされているものの、住民や専門職の間でも虐待事例の通報に関する課題が指摘されるなど十分な成果が示されているとは言えない状況となっている。

そこで本稿では、日本の地方都市である岡山県総社市における高齢者虐待に関する実態調査を通じて、地域における高齢者虐待の実態とその課題について考察することを目的とした。

高齢者虐待と思われる事例の取り扱い時の意識については、介護支援専門員45人を対象に個別面接調査を行った。通報後の対応については、地域包括支援センターの高齢者虐待担当職員（12名）を対象に、詳細な聞き取り調査を行った。

この結果、総社市では平成20年12月末までに85件の虐待通報があり、地域には虐待と思われる事例が顕在化せず存在していることが明らかになった。

また、介護支援専門員の虐待の判断が不十分であり、通報義務等の周知ができていなかった。さらに、援助実施後の状況や対応の経過を把握し、適切な支援から終結へ導くための実施していくことは容易ではないということがわかった。

虐待事例の早期発見・早期対応には、発見者となることの多い介護支援専門員に対しての積極的な法律の周知活動や認識を一致させるための行政側の対応も重要であり、介護支援専門員をはじめ各関係機関と連携を図ること、対応状況を確認しつつ、援助方法を再検討する必要があることから、この支援体制を維持するためには、地域支援ネットワークの構築は不可欠であることが明らかにされた。

キーワード： 高齢者虐待，地域支援ネットワーク，介護支援専門員

〒719-1197 岡山県総社市窪木111 岡山県立大学保健福祉学部

719-1197 School of Health and Welfare, Okayama Prefectural University,

Kuboki 111, Soja City, Okayama-ken, 719-1197 Japan.

E-mail : tsutsui@fhw.oka-pu.ac.jp

Abstract

There is an urgent need for a new approach to the issue of elderly abuse: a very alarming problem which threatens the lives and dignity of senior citizens. If efforts are not made to stop elderly abuse, it might be too late for some elderly people. Therefore, there is an urgent need to establish systems to prevent and resolve cases of abuse. Although some efforts have been made, it should be said that those are not adequate, considering that both residents and professionals have pointed out problems concerning the reporting of cases of cruelty.

This study focuses on the realities and the problems of abuse faced by the elderly in the Soja city region of Okayama, which is a suburban city, through the investigation of actual conditions concerning elderly abuse.

We conducted interviews with 45 care managers about the handling of reported cases of apparent elderly abuse. An interview survey of ways to respond to reports from citizens was performed with 12 staff members in charge of elderly abuse at the community care center. In Soja city, 85 reports of cruelty were made by the end of December, 2008, which suggests that a certain amount of elderly abuse has still not been revealed in the region. It is clear that care managers have not necessarily appropriately judged elderly abuse cases, and that they have not adequately recognized their obligations under the notification system. Moreover, it has been understood that it is difficult to recognize the process of care manager's responses and the situation after help is executed which makes it very hard to terminate a problem with appropriate support.

To permit earlier detection of, and quicker response to these cases, it is crucial that the government makes efforts to ensure that care managers, who are most likely to be the first person to detect a case, are well informed about legal obligations related to elderly abuse safeguards. Moreover, it is also important to promote cooperation among care managers and related organizations, the monitoring of the correspondence process, and the reconsideration of existing support methods. That is why this study concluded that the construction of the local support networks is indispensable to maintain community based support systems.

keywords: elderly abuse, community based support system, care manager

I. はじめに

高齢者虐待は、高齢者の尊厳ある生活を脅かし、対応が遅れると重篤化する恐れがあり、早急に対応、解決しなければならない問題である。高齢者虐待の防止・予防を含め、早期に発見する仕組みや、解決に導く仕組みの構築は地域包括支援センターにおける重要な課題とされている。

これまでも高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月施行）が示され、「国及び地方公共団体は高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、各関係機関と連携し、必要な体制の整備、研修等の開催に努め、通報義務の周知、啓発活動を行っていかなければならない（第3条）」という規定に基づきその防止についての取り組みがなされてきたが、十分な成果が示されているとは言えない状況となっている。

これは、高齢者虐待に対する認識については、全国的な動向としては、国民全体への周知が高まったといえるものの、住民や専門職の間でも当該事象が「虐待だと断定できない」、「通報に抵抗がある」といった様々な要因によって、多くの場合、虐待事例の通報に課題があるという状況があるためと推測される¹⁾。

本稿では、地方都市のひとつである岡山県総社市における高齢者虐待に関する実態調査を通じて、地域における高齢者虐待の実態とその課題について考察することを目的と

した。

II. 総社市における高齢者虐待に関する現状

総社市では、平成18年度に27件発生した高齢者虐待事例通報を契機に、平成19年度に総社市高齢者虐待対応マニュアル」を作成した。そして当該マニュアルにおいては、全新規通報事例について48時間以内に第1次ケース検討会議（受理会議）を行い、緊急性の判断・事実確認の方法等を定めること、また訪問等により安全確認・事実確認を行い、

現在の虐待受理後の流れ

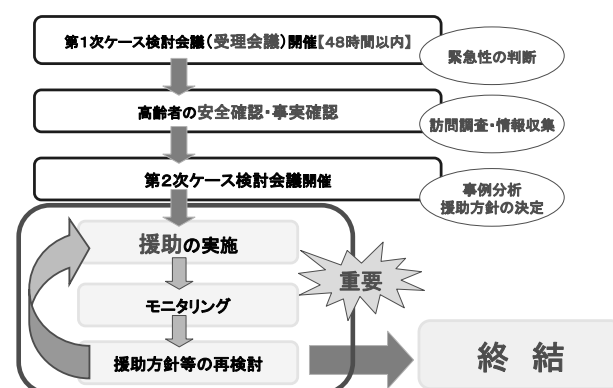


図1. 総社市における虐待受理後の流れについて

総社市における高齢者虐待の通報状況

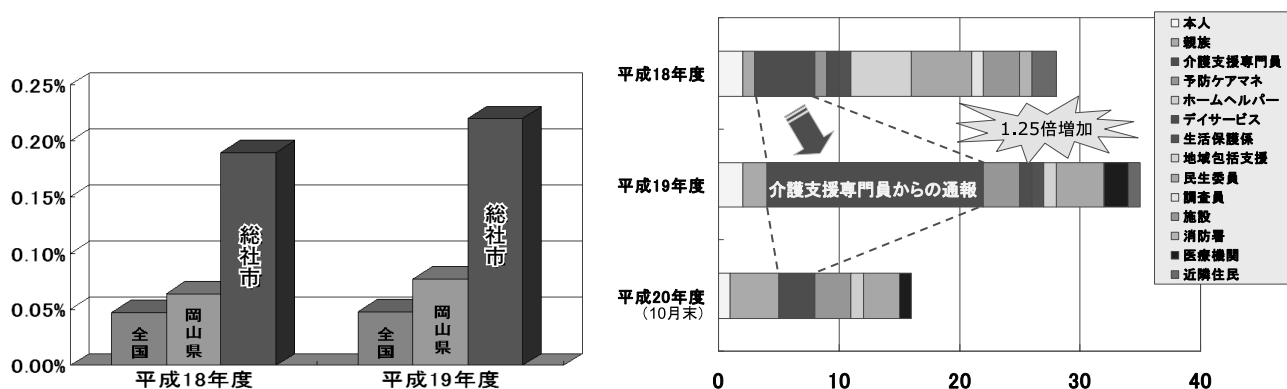


図2. 総社市における高齢者虐待の通報状況

第2次ケース検討会議で事例分析・援助方針を決定し支援すること等を定めることが明記され、対応が行われている。

総社市においては、平成18・19年度中に計63件の高齢者の虐待事例が通報され、そのうち59件が虐待と認められた。これは、全国集計と比較すると、平成18年度では4.01倍、平成19年度4.63倍の発見・通報がなされていることになる。また、平成18年4月から平成20年10月までに高齢者虐待の通報が76件あり、平成18年度と平成19年度を比較すると1.25倍増加している。特に介護支援専門員からの通報が3.6倍と際立って増加しているが、平成19年度は介護支援専門員からの通報が全通報のうち51.4%に対し、今年度10月末では15.3%に減少している。

総社市では、平成19年度に介護支援専門員からの高齢者虐待の通報が減少したことを鑑み、その理由を明らかにするために介護支援専門員を対象に高齢者虐待と思われる事例の取り扱い時の意識に関する調査を行っている。また、平成18・19年度の通報事例について被虐待者の現状を把握し、虐待受理後の対応経過をまとめ、分析することで、虐待対応時の注意点や課題を明確にし、今後の高齢者虐待に関する支援や方策等を検討することを目的として追跡調査が行われている。

さらに、通報が減少した原因については、平成18年4月から平成20年10月までに取り扱った事例について「虐待と思われる事例を取り扱った件数」「通報の有無」「通報後の市の対応」「市の虐待対応への取り組み」「通報に至らなかった理由」について調査票を作成し、平成20年11月に市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員45人を対象に実施され、通報後の対応については、平成18・19年度中に通報のあった事例の調査が地域包括支援センターの高齢者虐待担当職員（12名）を対象に、聞き取り追跡調査が実施された。

Ⅲ. 介護支援専門員の高齢者虐待の通報が減少した理由

介護支援専門員に対する調査の回収率は高く、41名

（91.1%）から回答を得た。まず虐待と思われる事例を取り扱ったことのある介護支援専門員は17人で、その取り扱い件数は23件であった。そのうち通報した件数は13件（56.5%）で、市が通報を受理した実数は25件であった。通報されなかった10件（43.4%）は、虐待の事実があったものの通報に至らなかった事例であったが、これら10件の理由としては、「通報するほどではなかった」4件、「通報は大げさだと思った」4件、「虐待だと判断できなかった」3件、「市へ通報しても役に立たないと思った」1件であった。その他の自由記述に、「介入や様子見で解決」、「包括支援センターへ相談した」との回答があった。

通報後の市の対応に関しての介護支援専門員の評価としては、「十分に対応できている」2件、「概ね対応できている」3件の回答であった。しかし、「あまり対応できていない」は2件であり、その他では「経過の連絡がなく、対応しているかどうか不明」と回答が示された。

市の高齢者虐待への取り組みについては、「組織があり、対応手順も明らか」、「積極的に取り組まれている」等取り組みへの良い評価が4件ある一方で「最後まで対応して欲しい」、「相談しにくい」、「市では虐待と判断されなかった」、「高齢者だけでなく、家族への慰労や保護も必要」等取り組みが不十分であるという意見が7件であった。

これらの結果からは、介護支援専門員側の意識の変化によって故意に通報が減少したという状況は示されなかったものと考えられたが、通報後の市の対応について、必ずしもよい結果がもたらされたとは考えられていない状況も明らかにされた。

次に、平成18・19年度に通報のあった63例の高齢者虐待事例の事後調査結果であるが、これについては、地域包括支援センターの高齢者虐待担当職員12名への聞き取りを行った結果、現在、在宅で生活を継続が最も多く47.6%（30件）と約半数を占めていた。次いで、死亡23.8%（15件）、入院、施設入所17.5%（11件）と示され、これらは合計すると全体の4割以上を占めていた。さらに不明も11.1%（7件）と示され、モニタリングについての課題が

あることがわかった。

また、在宅継続の高齢者（30件）のうち19件は介護保険等のサービスを利用しており、新規開始を含むサービス増加12件、サービスの利用の変化は無いものは7件だった。またサービスの利用増加により改善が見られたものが10件（52.6%）あったが、サービスの利用の変化は無いものの状況の改善がみられたものが3件（15.7%）あった。なお、サービス等利用のないものが5件、サービス等の利用状況が不明なものは6件であった。

通報後の経過としては、終結と判断されたものが38件（60.3%）であったが、現在の対応状況が不明なものが13件（20.6%）あることがわかった。通報後の経過で終結と判断されたもののうち、被虐待者の死亡15件（39.5%）、入院・施設入所11件（29%）、虐待者の死亡2件（5.3%）、虐待行為が改善されたものが8件（21.1%）であった。被虐待者の死亡15件のうち、何らかの対応中に死亡しているものは10件であった。

VI. 高齢者虐待に対する地域支援体制のあり方

介護支援専門員から、市へ相談という形式で入った高齢者虐待に関する情報の多くが、市では通報扱いになっていた。このため、介護支援専門員は、「相談なら気軽にできるが、通報となると大げさに感じる」と感じているということが明らかになった。市としては、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものからの相談等は通報と定めている」としており、介護支援専門員と市との間には意識の差が生じていた。

介護支援専門員としては、通報が虐待事例の発見として大げさに扱われることを望んでいなかった。しかし、彼らが知りえた情報は貴重であり、虐待の予防には、早期発見・早期対応が最も重要である。したがって、今後は、介護支援専門員へ高齢者虐待の研修を行い、虐待の兆候についての理解を深め、すべての専門員が、同一の基準で虐待が疑われる段階を認知し、それを通報に結び付けていく際に、ある種の戸惑いがないようにできるようになることが求められる。

こういったことを踏まえ、総社市では、高齢者虐待に関する統一した対応マニュアルを作成し、通報義務、判断基準、対応手順等を定め周知を図り、平成20年度からは通報時の受理会議を必ず開催し、緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、関係者等への確認事項整理、担当者決定等を行い、対応を行ってきた。

また、通報後に在宅での生活を継続している方が約半数あったが、約2割の方が入院・入所であることから、住み慣れた在宅での継続した生活へ向けて支援策の検討が必要であると考えられていた。在宅でサービス等の利用につながっているもののうち、虐待行為が改善されていた事例は約7割と高率であった。

このことから、サービス等の利用が虐待行為の軽減、解消に有効であり、在宅での生活が継続される可能性が高

いと考えられる。また現在の対応状況が不明の事例、サービス等を利用していない事例については、状況を正確に把握している専門機関等もないことが予測されるため、早急な状況把握・対応が必要である。さらに、虐待事例については、終結と判断されたもののうち、被虐待者死亡事例が2割以上あったことから、虐待行為自体が直接の原因ではないとしても死亡率が高かったことは、今後の課題であろう。

通報後の対応状況が不明の事例は早急に、その実態を把握しなければならない。また対応状況が不明となっていた理由は、通報後の責任主体が不明確であったことや、通報者や関係者と情報を共有する仕組みが十分に確立されておらず、通報後どのような対応、支援が行なわれているのかといった経過を十分に把握出来ていなかったことが原因であった。このため、これについても抜本的な見直しが必要なければならない。

同様に、虐待受理後の経過が不明な事例が13件（20.6%）もあり、通報者や関係者等と情報を共有する仕組みが確立できていないため通報後の責任主体が不明確であったのではないかと、またそのため通報後、どのような対応・支援が行われたのか経過を十分に把握できなかったと推察された。このほかにも虐待受理後、援助実施から、再検討なく終結した事例もあるが、多くが被虐待者の死亡や入院・施設入所等による終結であり、援助実施からモニタリング・援助方針等の再検討など仕組みはあったものの機能していなかったということが確認された。

被虐待者や虐待者を取り巻く状況は日々変化しており、援助実施後の状況や対応の経過を把握し、適切な支援から終結へ導くため、「モニタリング」、「会議での再検討」、「再支援」という一連の流れの循環で支援を継続していくことが重要である。

これについては、すでにマニュアルに示していたことであった。しかし、これを実施していくことは、必ずしも容易ではないということがわかった。またマニュアルの有効性等についても、十分な検証がされていない。このためマニュアルの見直しも視野に置き検討を進めなければならないと考えられた。

V. おわりに

総社市では、今年度12月末までに85件（新規22件）の虐待通報があったが、地域には虐待と思われる事例が顕在化せずあること、また介護支援専門員からの通報が減少した理由として、虐待の判断が不十分であり、通報義務等の周知ができていないことが原因ではないかと推察された。

高齢者虐待防止法においては、専門職における高齢者虐待の早期発見に努める義務（第5条）、虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものには通報の努力義務、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は通報の義務（第7条）が定められているが、（要介護状態にある高齢者の心身機能のみならず生活環境を踏まえ、より良い在

宅生活を支援する)介護支援専門員をはじめとする関連した専門職への①周知が不十分なためか、あるいは②判断基準の不明確さ、③通報は大げさである等の考えから通報に至っていないことが多かった。

虐待防止のためには、虐待事例の早期発見・早期対応には、発見者となる割合の多い介護支援専門員に対しての積極的な法の周知活動を行うことが有効である。また、現時点では、介護支援専門員の認識を一致させることを優先するならば、市側の対応について検討してもよいだろう。

いずれにしても、高齢者虐待の予防やその解決のためには、介護支援専門員をはじめ各関係機関と連携を図りながら、対応状況を確認しつつ、援助方法を再検討しながらの継続した支援が必要となる。この支援体制を維持するため

に地域支援ネットワークの構築は不可欠であると考えられた。

引用文献

- 1) 医療経済研究機構. 高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査. 平成19年3月.

参考文献

- 総社市. 総社市高齢者虐待対応マニュアル. 平成20年3月.
- 厚生労働省. 高齢者虐待防止マニュアル. 厚生労働省(平成19年9月21日).